⑵小切手番号　ＡＣ021348
金額　703,480円
支払人　埼玉縣信用金庫北本西口支店
振出日　平成26年５月30日
振出人　イースペース株式会社　代表取締役　仁井　秀男
⑶小切手番号　ＡＣ021349
金額　289,440円
支払人　埼玉縣信用金庫北本西口支店
振出日　平成26年５月31日
振出人　イースペース株式会社　代表取締役　仁井　秀男
⑵及び⑶の支払地、振出地、最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２６年（へ）第３号
東京都千代田区神田東松下町12番地
申立人　株式会社宮川商店
代表者代表取締役　宮川　修一
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月17日
平成26年10月20日　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＦ15969
金額　488,701円
支払期日　平成26年４月30日
支払地　千葉市
支払場所　株式会社千葉銀行本店営業部
振出日　平成26年１月31日
振出地　千葉県君津市
振出人　株式会社富士鉄鋼センター　代表取締役社長　大住　昌弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号
横浜市港北区大倉山６丁目11番15号
申立人　トーケン機械工業株式会社
代表者代表取締役　山田　国昭
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月17日
平成26年10月20日　保土ケ谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｓ236666
金額　340,200円
支払期日　平成26年４月22日
支払地　神奈川県横浜市
支払場所　株式会社三井住友銀行横浜駅前支店
振出日　平成25年12月24日
振出地　神奈川県横浜市
振出人　株式会社ＮＢ建設　取締役社長　藤原　敬二
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第１号
神奈川県横浜市戸塚区秋葉町147番地
申立人　桃神興産有限会社
代表者代表取締役　木野　清枝
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月17日
平成26年10月20日　藤沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＭＨ71532
金額　220,500円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大和支店
支払地　神奈川県大和市大和南一丁目
振出日　平成26年３月31日
振出地　神奈川県大和市
振出人　エンドウメタル工業株式会社　代表取締役　遠藤　達巳
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１６８１号
横浜市鶴見区豊岡町２番２号
債務者　有限会社三条コーポレーション
代表者代表取締役　三條　弘敬
１　決定年月日時　平成26年10月27日午前７時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　立川　正雄
４　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市南畝２丁目16番６号
債務者　さえき重機株式会社
代表者代表取締役　佐伯　啓一
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田　弘
４　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７１４号
兵庫県明石市二見町南二見16番10
債務者　株式会社ツインテック
代表者代表取締役　石井　博
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹野　哲郎
４　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後２時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３３号
広島県呉市広多賀谷２丁目２番10号
債務者　呉亜鉛株式会社
特別代理人　相川祐一朗
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高盛　政博
４　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３３号
岡山県倉敷市福田町古新田745番地１
債務者　佐伯　啓一
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田　弘
４　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市鴨生651番地４
債務者　平野　義人
１　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　隆
４　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東３丁目16番13号　シャインコートＣ101号室
債務者　鈴木　正幸
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
４　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５８号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮53番地５　第３馬引マンション206号
債務者　林　巖
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
４　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部